

# 福岡県公報

平成19年1月26日  
第2634号

## 目 次

### 告 示 (第181号—第207号)

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) ..... 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○平成18年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算	(財政課) ..... 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 25
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課) ..... 26
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課) ..... 26

○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) ..... 26
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 26
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 27
○大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) ..... 27
○大規模小売店舗立地則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) ..... 28
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 31
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 31
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課) ..... 31
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 32
○公共測量の終了	(土木管理課) ..... 32

### 公 告

○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課) ..... 32
○地域森林計画の公表	(治山課) ..... 32
○地域森林計画の変更の公表	(治山課) ..... 33

### 教育委員会

○教科用図書採択地区	(教育庁義務教育課) ..... 33
------------	---------------------

## 告 示

### 福岡県告示第181号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年1月12日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
陽光開発株式会社	福岡市博多区新和町2-1 -13	雪竹 賢次	平成15年9月9日 福岡県知事許可(般-15) 第75188号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けて実施するもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成19年1月26日から平成19年2月9日までの15日間

4 処分の原因となった事実

陽光開発株式会社は、宇美町発注の町道早見～若草線道路防災工事を松尾重機建設有限公司に一括して請け負わせた。このことは、建設業法第22条第1項に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

**福岡県告示第182号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字芥屋字芥屋1220番及び1221番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島郡志摩町大字芥屋370番地芥屋公民館内

芥屋区自治会 代表者 持田 福身

**福岡県告示第183号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大川市大字郷原字一町四反578-5、579-1、579-4、579-5、580、581-1、582-1、594-1及び594-2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市三橋町大字蒲船津389番地の4

有限会社 エム・プロ 代表取締役 松藤 司紀

**福岡県告示第184号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こども未来おかがき

(2) 代表者の氏名

柴山 孝子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦145番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、岡垣町内に在住する児童のうち、学童保育所に在籍する児童の健全かつ安全な保育の向上を目的として、学童保育所の運営事業を行うとともに、町内の学童保育所の連携を図り、地域に開かれた活動を行うことで、広く町民の子育てを支援することを目的とする。

#### 福岡県告示第185号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州モータースポーツ協会

(2) 代表者の氏名

菊田 馨

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区原町別院四番15-301号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定の地域住民に対して、モータースポーツにおけるレーシングカートの普及及びそれに関連する事業を行い、レーシングカートからモータースポ

ーツという社会生活に密着した文化を振興させることとし、青少年の健全な育成、身体障害者の活動範囲の拡張や交通安全意識の向上などに寄与し、如いては自動車及びその関連産業への理解度を高め、地域経済活動の活性化やまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	三上瀬陽線	前	久留米市荒木町今331番1 先から 同市荒木町今123番先まで	11.0 ～ 50.0	279.0
			後	同上	6.5 ～ 50.0	279.0

#### 福岡県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	三瀬陽線 上陽線	久留米市荒木町今331番1先から 同市荒木町今123番先まで

## 福岡県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	上矢山線 中黒田線	京都郡みやこ町勝山池田1047番2先から 同郡同町勝山長川527番1先まで

## 福岡県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

那珂	県道	筑紫野 太宰府	前	筑紫野市大字山家2851番5 先から 同市大字吉木735番1先まで	4.5 ～ 17.4	3,308.3
			前	筑紫野市大字山家2864番7 先から 同市大字吉木735番1先まで	10.5 ～ 98.0	2,640.0
			後	筑紫野市大字山家2864番7 先から 同市大字吉木735番1先まで	4.5 ～ 17.4	2,889.0
			後	同上	10.5 ～ 98.0	2,640.0

## 福岡県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	須磨園 南原線 曾根	前	京都郡苅田町大字提3215番2先から 同郡同町大字提2987番4先まで	7.0 ～ 34.5	145.0
			後	同上	17.0 ～ 35.2	145.0

福岡県告示第191号

平成18年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成18年12月第18回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成18年度福岡県一般会計補正予算（第2号）

平成18年度福岡県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839,454千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,514,759,365千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

### （繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

平成18年12月21日 議決

福岡県知事 麻生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		268,160,957	831,813	268,992,770
	1 地 方 交 付 税	268,160,957	831,813	268,992,770
9 国 庫 支 出 金		185,028,536	61,001	185,089,537
	1 国 庫 負 担 金	99,857,903	42,754	99,900,657
	2 国 庫 補 助 金	83,067,549	18,247	83,085,796
12 繰 入 金		26,281,982	188,413	26,470,395
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,698,171	188,413	4,886,584
13 繰 越 金		305,033	578,289	883,322
	1 繰 越 金	305,033	578,289	883,322
14 諸 収 入		105,242,402	101,938	105,344,340
	5 受 託 事 業 収 入	3,508,884	71,000	3,579,884
	8 雜 収 入	7,182,518	30,938	7,213,456

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県 債		178,510,000	78,000	178,588,000
	1 県 債	178,510,000	78,000	178,588,000
歳入合計		1,512,919,911	1,839,454	1,514,759,365

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		59,365,345	1,610,633	60,975,978
	1 総務管理費	26,038,170	55,943	26,094,113
	2 企画費	11,924,901	15,884	11,940,785
	4 市町村振興費	3,880,728	745,000	4,625,728
	5 選舉費	159,409	793,806	953,215
8 土木費		170,260,494	107,874	170,368,368
	2 道路橋りょう費	73,872,288	30,380	73,902,668
	3 河川海岸費	42,383,332	41,000	42,424,332

	5 都 市 計 画 費	22,434,091	36,494	22,470,585
11 災 害 復 旧 費		3,836,339	120,947	3,957,286
	1 農林水産施設災害復旧費	1,114,593	36,084	1,150,677
	2 土木施設災害復旧費	2,325,843	64,096	2,389,939
	3 教育施設災害復旧費	72,750	20,767	93,517
歳 出 合 計		1,512,919,911	1,839,454	1,514,759,365

第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 特 別 補 修 費	平成19年度	760,200千円
交 通 安 全 施 設 維 持 費	平成19年度	208,000千円
交 通 安 全 対 策 費	平成19年度	392,000千円
道 路 改 築 費	平成19年度	1,773,000千円
河 川 改 修 費	平成19年度	650,000千円
砂 防 事 業 費	平成19年度	97,000千円
海 岸 災 害 防 除 対 策 事 業 費	平成19年度	10,000千円
海 岸 整 備 事 業 費	平成19年度	30,000千円
街 路 関 連 道 路 整 備 事 業 費	平成19年度	163,000千円

## 変更

事項	補正前			補正後		
	期間	限度額		期間	限度額	
緊急地方道路整備事業費	平成19年度から 平成21年度まで	4,036,000千円		平成19年度から 平成21年度まで	4,526,000千円	
橋りょう架換費	平成19年度	253,000千円		平成19年度	773,000千円	

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災害復旧事業費	898,300	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができます。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p> <p>(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	976,300	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができます。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p> <p>(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
計	178,510,000				178,588,000			

第4表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
5 生活労働費	2 労政費	勤労青少年福祉施設等運営費	61,816
6 農林水産業費	3 農地費	県営かんがい排水事業費	109,080
		担い手育成基盤整備事業費	101,000
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	52,520
		農地環境整備事業費	18,180
		県営ため池等整備事業費	123,220
8 土木費	4 林業費	県代行林道開設費	172,100
		道路交通安全施設整備費	57,000
		道路改良費	610,000
		第一種改良費	127,000
	3 河川海岸費	緊急地方道路整備事業費	727,000
		広域河川改修費	138,000
		都市河川改修費	177,000

款	項	事業名	金額
		有明高潮対策事業費	46,000
		住宅宅地関連河川改修費	80,000
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	363,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	211,000
		河川災害復旧等関連緊急事業費	70,000
		河川総合流域防災事業費	37,000
		通常砂防事業費	13,000
		地すべり対策事業費	101,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	16,000
		砂防激甚災害対策特別緊急事業費	40,000
		砂防総合流域防災事業費	93,000
	4 港湾費	港湾局部改良事業費	110,000
	5 都市計画費	街路緊急地方道路整備事業費	448,500
		都市公園施設費	230,000

	6 住 宅 費	公 常 住 宅 建 設 費	56,000
--	---------	---------------	--------

## 平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,254,960千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年12月21日 議決

福岡県知事 麻生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県 債		2,690,000	5,900	2,695,900
	1 県 債	2,690,000	5,900	2,695,900
歳 入 合 計		5,249,060	5,900	5,254,960

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業		817,209	5,900	823,109
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業	817,209	5,900	823,109
歳 出 合 計		5,249,060	5,900	5,254,960

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠頭施設整備事業費	1,880,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができます。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	1,885,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができます。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,387,352千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

### （繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成18年12月21日 議決

福岡県知事 麻生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,022,603	229,634	3,252,237
	7 繰 越 金		229,634	229,634
3 宝満川流域下水道 事業費収入		2,177,897	104,716	2,282,613
	7 繰 越 金		104,716	104,716
4 宝満川上流流域下水道 事業費収入		380,753	36,936	417,689
	1 分担金及び負担金	213,123	3,500	216,623
	2 国 庫 補 助 金	20,000	7,000	27,000
	4 県 債 債	44,000	3,500	47,500
	6 繰 越 金		22,936	22,936
歳 入 合 計		27,016,066	371,286	27,387,352

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 多々良川流域下水道費 事業		3,022,603	229,634	3,252,237
	1 多々良川流域下水道費 事業	3,022,603	229,634	3,252,237
3 宝満川流域下水道費 事業		2,177,897	104,716	2,282,613
	1 宝満川流域下水道費 事業	2,177,897	104,716	2,282,613
4 宝満川上流流域下水道費 事業		380,753	36,936	417,689
	1 宝満川上流流域下水道費 事業	380,753	36,936	417,689
歳出合計		27,016,066	371,286	27,387,352

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	3,651,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができます。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	3,654,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができます。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。</p> <p>起債時期は平成18年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 宝満川流域下水道事業費	1 宝満川流域下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	54,240
4 宝満川上流流域下水道事業費	1 宝満川上流流域下水道事業費	宝満川上流流域下水道建設費	36,540
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費	1 筑後川中流右岸流域下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	95,388

**福岡県告示第192号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 岡垣ショッピングモール

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字野間字岩ヶ谷687番地-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第193号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ハローデイ東中間店

(2) 所在地 福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第194号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 水巻ショッピングバザール

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第195号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリーショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字野間字岩ヶ谷687番地-1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第196号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
オリオンクレジット
- 2 氏名  
有馬 大智
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡市博多区博多駅前二丁目13-8 ハタエビル6F
- 4 登録番号  
福岡県知事(1)第08419号
- 5 登録年月日  
平成18年8月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成19年1月5日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止150日間（平成19年1月6日から平成19年6月4日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業の規制等に関する法律第36条

#### 福岡県告示第197号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区分名	解散認可年月日
---------	---------

宮田町本城竜徳土地改良区	平成19年1月16日
--------------	------------

#### 福岡県告示第198号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定する区域  
糟屋郡須恵町大字上須恵字小鳥越1107番及び1108番
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分。  
法第9条の3第10項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

#### 福岡県告示第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称（仮称）筑紫野ドリームモール東側敷地
  - (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-5 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- 道路幅員及び歩道の確保など、地区計画（原田第1地区）を遵守すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物については減量化に努め、特に古紙類については再資源化に努めること。
- (4) 防災・防犯対策への協力  
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項  
室外機からの騒音や、自動車通行に伴う騒音など周辺環境に影響が出ないように配慮すること。
- (6) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等  
緑地及び広場の確保など、地区計画（原田第1地区）を遵守すること。  
照明の設置について、「光害のない美しい星空の確保」を環境施策として推進しているので、選定については配慮すること。
- (8) その他  
意見なし
- 

#### 福岡県告示第200号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）筑紫野ドリームモール西側敷地

- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-4 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
道路幅員及び歩道の確保など、地区計画（原田第1地区）を遵守すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物については減量化に努め、特に古紙類については再資源化に努めること。
- (4) 防災・防犯対策への協力  
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項  
室外機からの騒音や、自動車通行に伴う騒音など周辺環境に影響が出ないように配慮すること。
- (6) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等  
緑地及び広場の確保など、地区計画（原田第1地区）を遵守すること。  
照明の設置について、「光害のない美しい星空の確保」を環境施策として推進しているので、選定については配慮すること。
- (8) その他  
意見なし
- 

#### 福岡県告示第201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日  
平成19年1月5日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 イオンスーパーセンター志摩店
  - (2) 所在地 福岡県糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
	地球文化屋株式会社 代表取締役社長 秋田 泰史 福岡市東区多の津二丁目6番4号
	株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口 幸敏 長崎県長崎市文教町8番2号
	株式会社さかえ屋販売 代表取締役 中野 利美 福岡県飯塚市本町11番20号
	株式会社ワールド 代表取締役 寺井 秀藏 神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
	株式会社ソノヤ 代表取締役 山下 利明 大分県中津市新博多町1723番地1
	株式会社オンドーズ 代表取締役 森部 好樹 東京都豊島区西池袋一丁目15番7号

B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 松山 和夫 東京都品川区上大崎三丁目2番1号
株式会社ピーターパンコモコ 代表取締役社長 浦邊 正記 東京都新宿区新宿二丁目3番10号
株式会社福岡金文堂 代表取締役社長 山本 太一郎 福岡市中央区天神二丁目9番110号
二本木 道則 福岡県糸島郡志摩町大字初40番地の27
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社エーピーシー・マート 代表取締役 金城 正宏 東京都渋谷区神南一丁目11番5号
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
糸島漁業協同組合 代表理事組合長 稚田 輝男 福岡県糸島郡志摩町大字技志778番地の5
株式会社ブルーメイト 代表取締役 大塚 民一 岡山県井原市下井手町一丁目17番地の1

## 福岡県告示第202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年1月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
(株)九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾2-20-35	(株)九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾2-20-35
(株)ビスク 代表取締役 豊村 コツキ 福岡市中央区天神3-4-7 天神朝日ビル 3F	(株)ビスク 代表取締役 豊村 コツキ 福岡市中央区天神3-4-7 天神朝日ビル 3F
ドラッグきぬた 代表 島田 アキエ 福岡県春日市千歳町3-46	ドラッグきぬた 代表 島田 アキエ 福岡県春日市千歳町3-46
(株)東京デリカ 代表取締役 木山 茂年 東京都葛飾区新小岩1-48-14	(株)東京デリカ 代表取締役 木山 茂年 東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)アンネ松本 代表取締役 中村 勝 福岡県久留米市東町27-4	

小泉アパレル(株) 代表取締役 植本 勇 大阪市中央区備後町3-1-8	小泉アパレル(株) 代表取締役 掛田 喜郎 大阪市中央区備後町3-1-8
(株)さらさや 代表取締役 吉本 吉宏 大阪市北区堂山町3-3 日本生命梅田ビル 9F	
(株)ファイブフォックス 代表取締役 上田 稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	(株)ファイブフォックス 代表取締役 上田 稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7
(株)サダメツ 代表取締役 貞松 隆弥 福岡市中央区赤坂1-12-15 読売福岡ビル 5F	(株)サダメツ 代表取締役 貞松 隆弥 福岡市中央区赤坂1-12-15 読売福岡ビル 5F
(株)ヤマダヤ 代表取締役 山田 道朗 名古屋市西区城西1-3-5	(株)ヤマダヤ 代表取締役 山田 道朗 名古屋市西区城西1-3-5
(株)鈴丹 代表取締役 東 光晴 名古屋市昭和区広路通2-5	(株)鈴丹 代表取締役 小林 史生 名古屋市昭和区広路通2-5
(株)キャッシャーキャビン 代表取締役 住吉 啓一 福岡市中央区天神2-7-145	(株)キャッシャーキャビン 代表取締役 住吉 啓一 福岡市中央区天神2-7-145
(株)チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東4-39-8	(株)チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東4-39-8
(株)ジュエルベリテオオクボ 代表取締役 大久保 仁雄 東京都渋谷区渋谷1-13-9	
(株)アイドル 代表取締役 神宮 隆一 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	
(株)ライトオン 代表取締役 藤原 政博 茨城県つくば市東新井37-1	(株)ライトオン 代表取締役 藤原 政博 茨城県つくば市東新井37-1

(株)ヤノメガネ 代表取締役 矢野 峰生 大分県大分市中央町1-5-5	(株)ヤノメガネ 代表取締役 矢野 博久 大分県大分市中央町1-5-5
(株)バスポート 代表取締役 水野 純 東京都品川区西五反田7-22-17 TOC10 F-37F	(株)バスポート 代表取締役 水野 純 東京都品川区西五反田7-22-17 TOC10 F-37F
(株)ハウスオブローゼ 代表取締役 川原 暉 東京都港区赤坂2-21-7	(株)ハウスオブローゼ 代表取締役 川原 暉 東京都港区赤坂2-21-7
(株)エクセレンス 代表取締役 光多 豊 熊本県熊本市大江3-11-6	(株)エクセレンス 代表取締役 光多 豊 熊本県熊本市大江3-11-6
フカヤ(株) 代表取締役 林 宏 福岡市博多区店屋町4-10	フカヤ(株) 代表取締役 林 宏 福岡市博多区店屋町4-10
(有)ボピー 代表取締役 平野 宝生 熊本県鹿本郡鹿本町来民1738	(有)ボピー 代表取締役 平野 宝生 熊本県鹿本郡鹿本町来民1738
ロンシャン(株) 代表取締役 山根 清一 大阪市中央区安土町3-3-2 外与ビル6 F	ロンシャン(株) 代表取締役 外村 正弘 大阪市中央区安土町3-3-2 外与ビル6 F
(株)ニチメンインフィニティ 代表取締役 吉浦 研太郎 大阪府箕面市船場東3-2-16	(株)ニチメンインフィニティ 代表取締役 吉浦 研太郎 大阪府箕面市船場東3-2-16
(株)ソノヤ 代表取締役 山下 利明 大分県中津市新博多町銀座1723-1	(株)ソノヤ 代表取締役 山下 利明 大分県中津市新博多町銀座1723-1
(株)ハニーズ 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	(株)ハニーズ 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)立花屋 代表取締役 笠井 俊生 福岡市中央区天神1-1-1	(株)立花屋 代表取締役 笠井 俊生 福岡市中央区天神1-1-1

岩久堀越(株) 代表取締役 光安 勇 福岡市東区多の津1-11-2	岩久堀越(株) 代表取締役 光安 勇 福岡市東区多の津1-11-2
(株)キャンパス 代表取締役 山本 悅二 北九州市小倉南区下曾根1-14-19	(株)キャンパス 代表取締役 山本 悅二 北九州市小倉南区下曾根1-14-19
(株)九州さが美 代表取締役 小野山 晴夫 福岡市博多区綱町1-1 福岡第一生命館4 F	(株)九州さが美 代表取締役 村田 孝司 福岡市博多区綱町1-1 福岡第一生命館4 F
(株)やまと 代表取締役 矢嶋 孝敏 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	
(株)マリヤ・マリヤコーポレーション 代表取締役 米又 幹夫 広島市東区光町1-10-19 アイメディア(株) 内	(株)マリヤ・マリヤコーポレーション 代表取締役 米又 幹夫 広島市東区光町1-10-19 アイメディア(株) 内
(株)キムラタン 代表取締役 東田 康 兵庫県神戸市中央区港島中町6-3-3	
(株)キッドラボ 代表取締役 狩谷 輝明 大阪府吹田市江坂町5-15-1	(株)キッドラボ 代表取締役 狩谷 輝明 大阪府吹田市江坂町5-15-1
(株)リプロ 代表取締役 早見 知範 東京都豊島区東池袋4-27-10 サンソウゴ 池袋B1F	(株)リプロ 代表取締役 大野 孝樹 東京都豊島区西池袋3-1-13 明光ビル7 .8F
(株)55ステーション 代表取締役 平尾 茂一 東京都港区赤坂7-10-20	(株)55ステーション 代表取締役 大島 康広 東京都千代田区三崎町1-3-12 水道橋ビ ル6F
	(株)オンワード樫山 代表取締役 上村 茂 東京都中央区日本橋3-10-5

	(株)エトウ時計店 代表取締役 江藤 照之 福岡県飯塚市本町11-26
	(株)エスペニア 代表取締役 宇野 清 東京都町田市森野 6-375-1
	(株)ヴィレッジバンガード 代表取締役 菊池 敬一 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12-1
	(株)ボディワーク 代表取締役 清水 秀文 東京都台東区上野 3-23-6 三菱信託銀行 上野支店 5F

## 福岡県告示第203号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市秋松字下水入835番1、836番1、837番1、838番1、839番1、840番1、841番1、842番1、843番1、835番2、836番2、837番2、838番2、839番2、840番2、841番2、842番2、843番3、851番1及び851番3

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

株式会社 ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

## 福岡県告示第204号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年1月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 癒し憩いネットワーク

## (2) 代表者の氏名

牛尾 恭輔

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区高取2丁目15番21号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、がん患者、その家族及び医療機関に対して、生活の質の向上、苦しみの軽減を目指す緩和医療の推進に関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年1月17日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡志摩町大字桜井 (桜井地区)	換地計画書の写し	平成19年1月26日から 平成19年2月26日まで	志摩町役場

**福岡県告示第206号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障がい者の自立を考える会「ほし」

(2) 代表者の氏名

北村 久美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋197番地1 サンライフH棟401号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）及びその家族に対し、自立と社会参加の為の支援事業を行うことにより障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第207号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成19年1月8日

**公 告**
**公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（4） 第12335号	鶴丸ブレーン株式会社 代表取締役 柳鶴 熱	遠賀郡水巻町吉田西3-5-12

2 聽聞期日及び場所

平成19年2月20日 午前10時

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁地下1階3号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聽聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成18年12月28日付

けで地域森林計画をたてたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県水産林務部治山課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所

3 縦覧期間

平成19年1月26日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成18年12月28日付けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

○ 平成19年1月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

(1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円）

(2) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡及び三池郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課及び福岡県福岡農林事務所

(2) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所

3 縦覧期間

平成19年1月26日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

**教育委員会**

**福岡県教育委員会告示第1号**

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定に基づき、教科用図書採択地区を設定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、平成19年1月29日から施行する。

教科用図書採択地区（平成18年2月福岡県教育委員会告示第6号）は、平成19年1月28日限り廃止する。

平成19年1月26日

福岡県教育委員会

教科用図書採択地区名	地 域 名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡（那珂川町）
第二地区	古賀市、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	前原市、糸島郡（二丈町、志摩町）
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）
第六地区	中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
第七地区	久留米市

第八地区	朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、三潴郡（大木町）
第十地区	八女市、筑後市、八女郡（黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
第十一地区	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡（桂川町）
第十二地区	田川市、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
第十三地区	行橋市、京都郡（苅田町、みやこ町）
第十四地区	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市